特集

# 障害者権利条約②

実際の現場から「暮らし」「就労」の権利について考える。 現場ではどのようなことが起きているのか?

2014年1月「障害者の権利に関する条約 (以下:権利条約)」に、日本は世界で141 番目の批准国(条約に沿って国内の法律を 整える)として締結しました。

新たな概念の導入により"権利"に対する主体の捉え方が変わろうとしています。 今回の特集では、ぱれっとが支援する知的 に障がいのある方の「暮らし」と「就労」 について焦点をあて、実際の現場から考え てみたいと思います。

# <暮らしの現場から考える>

### ●暮らしの選択肢を増やす

現在、障がいのある人たちの主な暮らし の場は、「自宅」「(大型) 施設」「グループ ホーム」に大きく分けられます。障がい者 を取りまく法律等の制定・改定が繰り返さ れる中、障がいがあっても地域で当たり前 の暮らしができるように、と提唱されまし た。権利条約第19条には、「自立した生活 及び地域社会への包容」とあり、「~全て の障害者が他の者と平等の選択の機会を もって地域社会で生活する平等の権利を 有することを認めるものとし、障害者が、 この権利を完全に享受し、ならびに地域社 会に完全に包容され、及び参加することを 容易にするための効果的かつ適当な措置 をとる」と記されています。障がいのある 人が、周りに決められたものの中で暮らす のではなく、どこで誰と暮らすのかを自分 で選択できる権利が保障されました。

「障害者権利条約の批准」に伴い、どのようなことに取り組んでいるのか、取り組もうとしているのか実際に「暮らしの場」「働く場」の現場から考えていきたいと思います。

しかし、実際には選択の対象となる暮らしの場は不足しており、希望やニーズがあってもサービス利用につながらない現状が続いています。また、暮らしの選択肢を広げるところまでには至っていないのが実情です。財政面の問題、地域の理解、本人及び保護者の高齢化、各種サービスとの連携不足、支援者不足、学校や医療機関との連携等、様々な問題が山積しており、「安心して、安全に暮らせる場所」を広げるためには、これまでの考えに捉われることなく、挑戦していくことが求められます。

ぱれっとが 2010 年に企業との協働で建てた「ぱれっとの家いこっと」は、障がいのある人とない人が自立して地域で共に暮らす家で、新たな暮らしの選択肢の一つとして注目されています。障がいのあるなしに拘わらず、一人の生活者として尊重し合いながら、家ではなく、一人暮らしでもなく、誰かがいることの安心感の中で自分の生活を考え、次へのステップにする暮らしの場であると思います。

また、施設やグループホームを出て、地域で「一人暮らし」をするといった選択肢もあります。えびす・ぱれっとホーム(以下:ホーム)に以前暮らしていた利用者で、ホームを出て一般のアパートで一人暮らしを始めた方がいました。何かあれば、ホーム職員に相談することもでき、時にはヘルパーの助けを借りたり、地域のサークル活動へ参加して人間関係を広げています。

以前アメリカの障がい者支援に取り組

むスタッフから、重度の障がいのある人が 様々な支援サービスを利用して一般のア パートで一人暮らしをしている事例を伺 い、大変な衝撃を受けました。その話の中 に出てきた、1990年に制定された「障害を もつアメリカ人法(ADA)」が、今回の障 害者権利条約と重なり、期待が高まります。 初めから「できない」「難しい」と決める のではなく、本人の思いを大切に、段階的 な計画策定や今あるサービスを進化させ、 現状を考えながら、選択肢を増やすことが これから求められます。

# ●サービスの多様性

障がいのある人たちが地域で暮らすた めには、生活環境の整備と、その人がその 人らしく暮らすための様々な支援サービ スが必要になってきます。これまでは、多 くの人が利用しやすいサービスが主流で、 一人ひとりのニーズに即したサービスに なっていないことがありました。サービス 自体があればいいのではなく、ニーズを細 かく分析し、時期や内容、支援者とのマッ チングなど、障がいのある本人の思いを受 け取りながらその人に合ったサービスに つなげる。周りにいる支援者が大きな鍵を 握っているのではないでしょうか。本人、 家族、現場職員の他に、地域の人々・企業・ 一般の人々を巻き込み、市民同士のつなが りから新たなサービスを生み出していく ことが、障がいのある人が社会の一員とし て、ソーシャルインクルージョンを実現する第 一歩になるのではないでしょうか。

#### ●最後に・・・

改めて権利条約のことについて調べ、現場において取り組んでいることを考えた時に感じたのは、ぱれっとが30年訴え続けてきた「地域での当たり前の暮らし」であり、長年取り組んできたことであるとい

うことでした。地域で暮らすには、まず自分たちから外に出ること、一緒に何かに取り組み、地域住民の一人として繋がっていくことが今問われている気がします。

(えびす・ぱれっとホーム職員 佐々木志保 菅原 睦子)

#### <就労の現場から考える>

#### ●障がいのある人の"働く"現状

障がいのある人たちの就労には大きく 分けて2つあります。一つは、障害福祉サ ービス事業所で就労する「福祉的就労」と、 もう一つは企業等で働く「一般就労」です。 福祉的就労の実状

福祉的就労とは一般的に福祉作業所等 (以下:作業所)で働くことを言います。 実際に企業等で働ける人はごく一部であ り、大半の人にとって作業所は一般の職場 に代わる就労の場となっています。

皆さんは作業所から利用者に支払われている一か月の工賃(給料)をご存知ですか?例えば、福祉的就労の中でも雇用を結ばない形態である就労継続支援B型事業所では、平成24年度の厚生労働省調べによると全国平均14,190円です。

権利条約第 19 条の"自立した生活"という言葉には当然、収入面としての意味合いも含まれていなければなりませんが、自立した生活をするには難しい現状です。

#### 平成24年度平均工賃(賃金)

|  | 施設種別                    | 平均工賃(賃金)            |      | 施設数   | (参考)             |
|--|-------------------------|---------------------|------|-------|------------------|
|  |                         | 月額                  | 時間額  | (箇所)  | 平成 23 年度平均工賃(賃金) |
|  | 就労継続支援 B 型事業所<br>(対前年比) | 14,190円<br>(104.4%) | 176円 | 7,938 | 13,586円          |
|  | 就労継続支援A型事業所<br>(対前年比)   | 68,691 円<br>(96.1%) | 724円 | 1,554 | 71,513円          |
|  | 就労継続支援事業平均              | 21,175円<br>(109.6%) | 258円 | 9,492 | 19,315円          |

時間額」は平成 24 年度から調査開始

【厚生労働省のホームページ記載】

平成 25 年の 4 月に「<u>※1障害者優先調</u>達推進法(以下:優先調達法)」が施行され

ました。これは作業所等で就労する障がいのある人たちの経済面での自立を進める為、国や地方、公共機関が物品やサービスを調達する際、作業所から優先的、積極的に購入することを制定したものです。継続的な仕事の確保は、多くの作業所においても課題の一つです。優先調達法を上手に活用しながら、障がいのある人たちが、安心して生活するだけの収入を得られるよう、作業所のさらなる努力が必要となります。

#### 一般就労への期待

近年、特別支援学校においても、学校の 特色として一般就労に力を入れる所が増 えています。一昔前に比べると、一般就労 への窓口はかなり広がってきていますが、 さらなる進歩が求められます。

また、障害者雇用を行なう企業の中には、 障がいのある人だけで作業をしている様 子も見受けられることがあります。障がい の有無ではなく、一従業員として共に働く ことができ、様々な人と関わり合える環境 こそあたり前の職場ではないでしょうか。

権利条約 27 条にある「仕事と雇用」の 権利と平等においては、「合理的配慮」と 「差別禁止」が一般社会に浸透していると は言い難いのが現状です。多くの人は「差 別はいけないことだ」と意識の中にはある と思いますが一方で、"合理的配慮"すな わち「障がいのある人の状況に合わせて、 補助や支援を行なう」ことはあまり実践さ れていないと思います。今までは職場の状 況に、障がいのある人たちが合わせられる よう訓練をしたり、作業が困難であればや らなくてもよい(補助や支援をしてまでは やらない) という考えの職場が多かったと 思います。しかし、合理的配慮が浸透して いくことで、障がいのある人たちの労働の あり方も変わっていくと思うのです。それ は訓練としてだけではなく、どう支援をし、 どう工夫をしたらその人の可能性をさら に広げ、働きやすい職場環境を作っていけ るのかも問われると言うことです。

一般就労の中には、特に人間関係が問題でやむを得ず仕事を退職したという話をよく耳にします。安心して長期間仕事ができる環境を整える為にも、職場側の"定着支援"は欠かすことができません。それは管理者のみならず職場内での障がい者理解やジョブコーチ等の人的支援、外部の専門機関(就労支援・生活支援センター等)との連携等です。様々な角度からの支援を通し、障がいのある人たちがさらに職場の戦力として仕事を担えるよう、職場側もただ障害者雇用を増やせばいいという「量」ではなく、定着支援のような「質」の向上が重要視されることを期待しています。

## ●最後に・・・

おかし屋ぱれっとは 1985 年の設立当初から、焼き菓子を通して障がいのある人たちが自立した生活が営めるだけの工賃が支払えるよう売上アップに努めてきました。そして、一般就労を希望する者には支援を行ない、実際に企業で活躍している人もいます。さらに、昨年の 4 月には、「短い時間なら働ける」「座る作業ならできる」など、その人の状況にあった職場環境を作るべく、工房ぱれっとを設立しました。

まだまだ、障がい者就労においては、「こんな仕事をしたい」と主張できるほど仕事は多様化されていません。今後、障がいのある人たちが自分の権利を主張できる社会になることを願うとともに、彼ら自身もまた権利条約を理解し発信していくことで、誰にとっても働きやすい職場が作られるきっかけになることを信じています。

(おかし屋ぱれっと所長 長澤美佳)